

独立行政法人大学入試センター試験・研究副統括官の選考等に関する規則

〔平成20年11月6日〕
規則第23号

改正 平成21年3月30日規則第11号

改正 平成24年3月30日規則第14号

改正 平成26年2月28日規則第5号

独立行政法人大学入試センター試験・研究副統括官の選考等に関する規則

(趣旨)

第1条 理事長が、試験・研究副統括官の選考等を行うに当たっては、この規則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 試験・研究副統括官となることができる者は、人格、学識ともに優れ、かつ、教育行政に関し、識見を有するものでなければならない。

(選考方法等)

第3条 理事長は、試験・研究副統括官の選考を行うに当たり、教員人事委員会の意見を聴くものとする。

(任期)

第4条 試験・研究副統括官の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期を定めることができる。

附 則

この規則は、平成20年11月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日)

この規則は、平成26年3月1日から施行する。